

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	高齢者等入居支援事業助成金(すみかえサポート事業、あんしん居住制度)							
根拠規定等	文京区高齢者等入居支援事業実施要綱							
創設年月	平成	18	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	22	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	4年	
見直しの内容	あんしん居住制度において、預かり金その他の返還の対象となる費用を助成の対象から除いた。							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5 民生費	2 老人福祉費	1 老人福祉事業費	28 高齢者等入居支援	1 高齢者等入居支援			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	高齢者世帯等に対して、民間賃貸住宅への入居及び居住継続の支援を行うことにより、高齢者等の居住の安定を図り、もってその福祉の増進を図る。
補助事業等の内容	連帯保証人が確保できないことにより区内民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者等を対象として、区と協定を結んだ民間保証会社が提供する家賃等の債務保証サービス事業「すみかえサポート事業」及び(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが行う「あんしん居住制度」を利用した場合に、一定の条件を充たせば、助成を行う。
補助対象経費の内容	①すみかえサポート事業 初回保証料(5万円を限度とする。) ②あんしん居住制度 利用料(預り金その他返還の対象となる費用を除く)
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/3 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 } <input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] すみかえサポート事業については、初回利用料全額(上限5万円)を助成。あんしん居住制度については、利用料(預り金その他返還の対象となる費用を除く)のうち、消費税を控除した額の3分の1を助成。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]
公募の状況	ホームページ掲載及び区役所窓口におけるチラシ配布により公募している。
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合 区 55% 国 45% 都 補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り) 上乗せの内容・理由

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	住宅に関する助成に関しては、区民から頻繁に問い合わせを受けており、ニーズは高い。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	高齢者、障害者及びひとり親家庭の支援は、基本構想の中で、大きな柱として位置づけられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	B	必ずしも、区が補助すべき事業とは言えない。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	住宅確保要配慮者が連帯保証人を確保できない場合のセーフティネット事業なので、廃止の意味は大きい。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	ホームページやリーフレットなどで区民に周知しており、要件に該当する区民は、誰でも申請できる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助要件に該当しているかどうか、契約書等必要な書類を提出させて、確認している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	公営住宅の整備という代替策はあるが、より多くの経費を要することになる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	連帯保証人が確保できなくても、民間賃貸住宅に入居できるという効果がある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	補助金額には、適正な上限額あるいは補助率が設定されているため、金額に見合う効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	申請者のみに効果が帰属するため、広く区民に還元されているとは言えない。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2			12
決算(予算)額	59	0	0	499
国庫支出金	27			224
都支出金	0			0
その他	0			0
一般財源	32	0	0	275
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	助成件数0件(すみかえサポート事業の利用については、高齢者世帯で1件あり。)			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。